

答弁書第百十七号

内閣参甲第一一九号

昭和二十三年六月一日

内閣総理大臣 芦 田 均

参議院議長 松 平 恒 雄 殿

参議院議員小川友三君提出配給塩の事務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和二十三年 六月 十五日

参議院議員小川友三君提出配給塩の事務に關する質問に対する答弁書

一、塩の家庭配給に際して使用する購入券は本年度より個人別に改めたが、これは世帯員の轉出入と住所の移動に當つて必要とした從來の煩しい手續を省略し、不正受配人口の淘汰に便ならしめると共に、小賣業者の販賣実績の計算を簡易化する趣旨に出たものであり、用紙も極力、節約を旨として小型のものとしたため從來に比しさほど用紙所要量の増加を來していない。

又新購入券は予約券と引換券とからなり、且つ多数の予備券が附屬しているが、前者はみそ、しょう油等の配給についても見られる通り、最近の新しい配給統制方式に基く要求によるものであり、後者は塩の配給が他物資とは比較にならぬ程多様且複雑な内容を有し、配給基準も亦極めて多種であるのでこれに備えるものに外ならず全く已むを得ない。

なお新様式の購入券は実施の体験と各方面の意見とを尊重し、遂次改善を加えて行くものであることは云う迄もない。